

## 特別支援教育関係事業開催費補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 県は、埼玉県における特別支援教育の振興と理解を深める活動を行う団体が実施する特別支援教育の理解啓発事業に対して、当該年度予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則という。」）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象経費)

- 第2条 補助の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。
- (1) みんな幸せ・共生社会 県民のつどいにかかる経費
  - (2) 特別支援教育研修に係る経費
  - (3) その他特別支援教育の理解啓発に資すると知事が認めた事業に係る経費

### (補助金の額)

- 第3条 補助金の額は、当該補助対象経費の範囲内で、知事の定める額とする。
- 2 前項の経費は、請求に基づき概算払いできるものとする。

### (申請書の様式等)

- 第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 規則第4条第1項の申請書は、別に定める日までに1部提出する。

### (交付決定通知書の様式)

- 第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。
- 2 知事は、前条の申請があったときは、審査のうえ補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

### (状況報告)

- 第6条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

### (補助事業の内容の変更等)

- 第7条 補助事業者がやむを得ない事情により、補助事業の内容を変更する場合又は補助事業を中止し若しくは継続できない場合は、速やかに知事に報告し、その承認を受けな

なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 知事は、前項の承認をするときには、必要に応じ交付決定の内容を変更することができる。

(実績報告書の様式)

第8条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(添付書類)

第9条 規則第13号の実績報告には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の成果をまとめた報告書
- (2) 補助対象経費に係る会計書類

(実績報告書の提出時期等)

第10条 規則第13条の実績報告書の提出時期は、補助事業の完了後15日以内又は、当該年度の末日のいずれか早い日までとし、その提出部数は1部とする。

(額の確定)

第11条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、審査のうえその報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに対する条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の額の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第13条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年9月9日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用に伴い、特別支援教育関係団体補助金交付要綱（平成27年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱の適用の際現に改正前の特別支援教育関係事業開催費補助金交付要綱及び廃止前の特別支援教育関係団体補助金交付要綱の規定により知事に対して提出されている申請に係る手続については、なお従前の例による。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

所在地： \_\_\_\_\_

事業者名： \_\_\_\_\_

代表者職・氏名： \_\_\_\_\_